

深谷市専用水道事務取扱要綱

令和元年 10 月 28 日要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、専用水道事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(専用水道工事の確認)

第 2 条 法第 3 条第 10 項に規定する専用水道の布設工事を行う者は、あらかじめ市長の確認を受けるものとする。

(専用水道布設工事設計の確認申請等)

第 3 条 法第 33 条第 1 項の規定による専用水道布設工事の設計が施設基準に適合するものであることの確認の申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第 1 号）に省令第 53 条に規定する書類等を添付して行うものとする。

2 法第 33 条第 3 項の規定による申請書の記載事項に変更が生じたときの届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（様式第 2 号）により行うものとする。

(専用水道布設工事設計の確認通知)

第 4 条 市長は、法第 33 条第 5 項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事設計確認通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

2 市長は、法第 33 条第 5 項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によって適合するかしないかを判断することができないときは、専用水道布設工事設計不適合通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（専用水道給水開始の届出）

第5条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による専用水道を使用して給水を開始しようとするときの届出は、専用水道給水開始届（様式第5号）により行うものとする。

2 前項の届出は、法第32条の規定による確認を要しない施設の変更（導管工事を除く。）に準用する。

（水道技術管理者設置の届出）

第6条 専用水道の設置者は、水道技術管理者の設置又は変更をしたときは、専用水道水道技術管理者設置（変更）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（専用水道業務委託の届出）

第7条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は、専用水道業務委託開始届（様式第7号）により行うものとする。

（専用水道業務委託契約失効の届出）

第8条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、専用水道業務委託契約失効届（様式第8号）により行うものとする。

（専用水道廃止の届出）

第9条 専用水道の設置者は、専用水道施設を廃止したときは、専用水道廃止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（給水の緊急停止の報告）

第10条 専用水道の設置者は、給水の緊急停止を行ったときは、専用水道給水緊急停止報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（台帳の備付け）

第11条 市長は、専用水道台帳（様式第11号）を備え付け、専用水道に関する所要事項を記載し、その現況を明らかにしておくものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

専用水道布設工事設計確認申請書

深谷市長 様

専用水道の設置場所
専用水道の名称

住所
申請者

氏名 ⑩
（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名）

専用水道の布設工事をしたいので、その設計が基準に適合することを確認くださるよう関係書類を添えて申請します。

連絡先
担当
電話

工 事 設 計 書

水道施設の名称：

水道施設の所在地：

- 1 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 2 水源の種別及び取水地点
- 3 水道の水量の概算及び水質試験の結果
- 4 水道施設の概要
- 5 水道施設の位置、規模及び構造
- 6 浄水方法
- 7 工事の着手及び完了の予定年月日

(添付書類)

- ① 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- ② 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- ③ 水道施設の位置を明らかにする地図
- ④ 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
(自己水源をもつ専用水道のみ)
- ⑤ 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- ⑥ 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- ⑦ 水理計算書
- ⑧ 主要な水道施設の構造計算書
- ⑨ 原水の水質試験成績書

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

深谷市長

様

住所

設置者

氏名

㊞

（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名）

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

専用水道布設工事確認申請書の記載事項を次のとおり変更したので、水道法第 33 条第 3 項の規定により届け出ます。

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更した理由

3 変更年月日

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（設置者住所）

（設置者氏名）

深谷市長



専用水道布設工事設計確認通知書

年 月 日付けで申請のあった次の専用水道の布設工事の設計については、水道法（昭和32年法律第177号）第32条の規定により、同法第5条の規定に基づく施設基準に適合するものであることを確認したので、通知します。

1 水道施設の名称

2 水道施設の所在地

第 号
年 月 日

（ 設 置 者 住 所 ）

（ 設 置 者 氏 名 ）

深谷市長



専用水道布設工事設計不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、次の理由により不適合とします。

- 1 水道施設の名称
- 2 水道施設の所在地
- 3 理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であってもこの処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

深谷市長

様

住所
設置者

氏名 ⑤

（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名）

専用水道給水開始届

専用水道の布設工事が完成し、次のとおり給水を開始しますので、水道法第 13 条第 1 項の規定により、届け出ます。

1 給水開始施設

（1）施設の名称

（2）所在地

（3）施設概要

2 給水開始予定年月日

（添付資料）

① 水道施設検査書

② 浄水水質検査結果（写）

③ 図面

ア 給水区域又は給水施設の位置を示す図面

イ 施設関係図面（平面図）

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

深谷市長

様

住所

設置者

氏名

印

（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名）

専用水道水道技術管理者設置（変更）届

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定により、水道技術管理者を 年 月 日付けで設置（変更）したので、届け出ます。

専用水道施設名					
水道技術管理者			勤務形態	専任・兼任	
現住所					
連絡先			電話		
水道技術管理者としての資格内容	・水道法施行令第 条 第 項 第 号 ・条例等 （※ ）				
勤務先			職名		勤務年数
主たる従事業務					

※ 地方公共団体が設置する専用水道であって、当該地方公共団体の条例等で定める資格基準が適用される場合は、条例等の名称及び条項を記載する。

（添付資料）

- ① 水道技術管理者としての資格を証明する書類
- ② 水道に関する技術上の実務経験を証明する書類

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

深谷市長

様

住所

設置者

氏名

㊞

（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名）

専用水道業務委託開始届

水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、水道法第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 専用水道施設名
- 2 水道管理業務受託者の住所及び氏名
（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 3 受託水道業務技術管理者の氏名
- 4 委託した業務の範囲
- 5 契約期間
年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- 1 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類
- 2 委託契約書の写し

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

深谷市長

様

住所
設置者

氏名

㊞

（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名）

専用水道業務委託契約失効届

水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第 3 4 条第 1 項において準用する第 2 4 条の 3 第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道施設名
- 2 水道管理業務受託者の住所及び氏名
（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 3 受託水道業務技術管理者の氏名
- 4 委託した業務の範囲
- 5 契約期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 当該契約が効力を失った理由

様式第 9 号（第 9 条関係）

年 月 日

深谷市長

様

住所
設置者

氏名

㊞

（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名）

専 用 水 道 廃 止 届

専用水道を 年 月 日付けで廃止したので、届け出ます。

専 用 水 道 施 設 名	
所 在 地	
確 認 （ 届 出 ） 年 月 日	
廃 止 理 由	

※専用水道布設工事設計確認通知書を添付すること。

年 月 日

深谷市長 様

設置者 住 所
氏 名 ⑩
（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名）
電話番号

専用水道給水緊急停止報告書

下記のとおり給水の緊急停止を行ったので、報告します。

記

- 1 専用水道施設名
- 2 専用水道設置場所
- 3 停止年月日
年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 停止期間
- 5 停止の理由

専用水道台帳

市 名		No.									
施 設 名											
所 在 地		Tel									
設 置 者	創設時	氏名又は名称及び代表者名		住 所		電 話 番 号					
		現 在									
確認（届出）年月日		年 月 日 生衛第 号 確認・届出									
居 住 人 口		確認時	人（ 世帯）		しゅん工年月日	年 月 日					
給 水 能 力		1 日最大給水量 m ³ /日			1 日平均給水量 m ³ /日						
		うち飲用水等の1日最大給水量 m ³ /日			うち飲用水等の1日平均給水量 m ³ /日						
施 設 用 途		1 集合住宅 2 学校 3 病院 4 商業施設 5 旅館等 6 レジャー施設 7 その他（ ）									
施 設 の 概 要					管 理 の 状 況						
原 水 の 種 別	1 水道事業者の水		浄 水 方 法	有 ・ 無		維 持 管 理	1 設置者が実施				
	2 井戸水			1 急速ろ過方式			2 委託				
	ア 浅井戸 m 本			2 緩速ろ過方式		委託先：					
	イ 深井戸 m 本			3 除 Fe/Mn 設備							
	3 表流水又は伏流水 （河川名 ）			4 膜ろ過方式		水 道 技 術 管 理 者	有 ・ 無				
	4 その他（ ）			5 滅菌装置のみ			氏名				
	併用 有（ ）・無			6 その他（ ）			所属				
口径25mm以上の導管の延長			1 1500m超 2 1500m以下		所属住所						
受水槽の規模		設置数 基（ 槽式）					資 格	1 水道法施行令第 条 第 項 号該当 2 不要			
有効容量 m ³											
配 水 方 法		1 ポンプ圧送（ 台 ）						専・兼別		専任・兼任	
		高架水槽（ 有 ・ 無 ） 基						専従職員		1 有（ 人） 2 無	
		圧力水槽（ 有 ・ 無 ） 基									
2 自然流下式											
給水フローチャート											
備 考											

設置者	氏名又は名称及び代表者名		住 所		電話番号
水道技術管理者	氏 名	所 属	所 属 住 所	資 格	専・兼別
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
				施行令第 条第 項 号	兼・専
受水槽 の規模	設置数	基 (槽式)	有効容量	m ³	
	設置数	基 (槽式)	有効容量	m ³	
監 視 記 録					
年 月 日					
給水人口	人		人		人
水質検査	省略不可項目	回/年	省略不可項目	回/年	省略不可項目 回/年
	消毒副生成物	回/年	消毒副生成物	回/年	消毒副生成物 回/年
	その他		その他		その他
健康診断	実 施 ・ 未実施		実 施 ・ 未実施		実 施 ・ 未実施
衛生上の 措 置	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/ l		良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/ l		良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/ l
管理記録等の保管	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無
指導事項					
備 考					

注) 1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する月1回の測定が義務付けられる基礎的性状9項目
2 「残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入

監 視 記 録			
年 月 日			
給水人口	人	人	人
水質検査	省略不可項目 回/年 消毒副生成物 回/年 その他	省略不可項目 回/年 消毒副生成物 回/年 その他	省略不可項目 回/年 消毒副生成物 回/年 その他
健康診断	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施
衛生上の措置	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/ l	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/ l	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/ l
管理記録等の保管	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
指導事項			
備 考			

監 視 記 録			
年 月 日			
給水人口	人	人	人
水質検査	省略不可項目 回/年 消毒副生成物 回/年 その他	省略不可項目 回/年 消毒副生成物 回/年 その他	省略不可項目 回/年 消毒副生成物 回/年 その他
健康診断	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施	実 施 ・ 未実施
衛生上の措置	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/ l	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/ l	良 好 ・ 不 良 残留塩素 mg/ l
管理記録等の保管	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
指導事項			
備 考			

注) 1 「省略不可項目」は、水道法施行規則に規定する月1回の測定が義務付けられる基礎的性状9項目

2 「残留塩素」の欄は、立入検査時に測定した検査結果等を記入